

入会のご案内

1 会員の資格について

本会の会員は、正会員と賛助会員の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としています。

- (1) 正会員 森林技術に関するコンサルタンツ事業に携わり、本会の目的に賛同する法人又は団体
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会を賛助する者

2 入会について

本会に入会する者は、理事会の承認を受けるとともに次の届出をする必要があります。

- (1) 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者としてその権利を行使する者（1名に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届けなければならない。
- (2) 指定代表者を変更した場合には、速やかに別に定める変更届けを会長に提出しなければならない。

3 会費及び入会金について

(1) 入会金

1 正会員 1 万円。

(2) 正会員の会費（適用年度平成 24 年度から）

1 正会員あたりの年会費は、当該法人又は団体の有する森林分野の技術数により下記の通りです。

森林分野の技術者数	年会費
1 人～5 人	3 万円
6 人～10 人	4 万円
11 人～30 人	7 万円
31 人～50 人	10 万円
51 人以上	20 万円